

策定年月	平成18年8月
改定年月	平成22年6月
改定年月	平成26年9月
改定年月	令和2年3月
改定年月	令和5年9月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

山形県酒田市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	本市の農業情勢と基本的な方向	1
2	農業構造政策の促進	2
3	効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保の目標	2
4	農業経営基盤強化促進事業等の総合的実施	4
5	認定農業者制度の積極的活用	4
6	農業経営改善支援センター等による支援	5
7	営農類型別施策の重点推進	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	7
2	市が主体的に行う取組	7
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	8
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	10
2	利用権設定等促進事業に関する事項	11
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農	

作業の実施の促進に関する事項.....	22
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
第6 その他.....	23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市の農業情勢と基本的な方向

本市は、山形県の北西部、庄内平野の北部に位置している。北は秀峰鳥海山の裾野から秋田県と飽海郡遊佐町に接し、南は庄内平野の中央部を臨み、東は出羽丘陵を背にし、西は海岸砂丘地帯を経て日本海に接している。恵まれた気候、肥沃な耕地、豊かな水、ほ場整備事業による広大な水田、優れた生産技術により、水稻を基幹作物とした農業生産が展開されてきており、日本でも有数の米作地帯となっている。

しかし、TPP11及び日欧EPAの発行及び日米貿易協定の合意等による農畜産物の輸入の拡大に伴う価格の低迷、消費者ニーズの多様化、後継者不足、産地間競争の激化、さらには環境問題により、近年の農業をめぐる情勢は、ますます厳しい状況になってきた。

また、平成30年産からは、国による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた米生産の実施や、米の直接支払交付金の廃止など、米政策の大転換が図られ、生産意欲の減退と、将来に対する不安の声が大きくなっている。

今後は、価格政策から所得政策への大転換により地域農業の担い手を認定農業者、認定新規就農者及び法人化して認定農業者となることが見込まれる認定農業者法人とする農業構造の変革が進んでいることから、新規就農者を含む担い手への集中支援、農業経営体の組織マネジメント力の向上や農地集積・集約化、高収益作物を取り入れた複合経営を推進する。併せて、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農業者と施設園芸等による集約的経営を展開する農業者との間で、労働力の提供や農用地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域として総合的な農業の発展を目指すものとする。

このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、農業振興地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

さらに、農業・農村の地域社会に対する多面的な機能が見直されてきており、効率的かつ安定的な農業経営を中心として農産物等の地域資源を活用したさまざまな取組を地域ぐるみで進めていくことによって、農業・農村の振興を図っていくことが必要であり、このような取組に対して支援する。

2 農業構造政策の促進

本市の農業構造については、農業従事者の高齢化が進むとともに、農家戸数、基幹的農業従事者数が年々減少している。そのため、農業の担い手の確保、育成が大きな課題となっており、従来の世襲的農業から職業としての農業を選択できる仕組みづくりを促進する必要がある。

また、担い手に対する農用地の利用集積率は80%台（R5.3末）を確保しており、比較的良好な状況にあるが、農用地の資産的保有傾向は依然強い状況にある。地域農業の効率的かつ発展的な農用地利用のため、地域の将来を見据えた自発的な話し合いを通じ、効率的な農業経営を構築していくためには、農業者の合意形成のもと策定された「人・農地プラン」、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第19条に規定する「地域計画」及び農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約化による作業の効率化を進める必要がある。

さらに、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象者が法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下、「認定農業者」という。）、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下、「認定新規就農者等」という。）に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等へ農用地利用を誘導することが必要となってきた。

3 効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保の目標

(1) 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（令和9年度））の農業経営の発展目標を明らかにし、以下に示す効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本市及び庄内地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指す農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得（専門的農業従事者1人当たり概ね400万円）、年間総労働時間（専門的農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。ただし、年間農業所得及び年間総労働時間の目標値については地域の立地条件や農業生産条件等に配慮し運用する。

(2) 認定農業者の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、認定農業者へ誘導するとともに、県や農業協同組合等といった関係各機関と連携しながら、生産技術や営農改善等の助言、研修会の開催などソフト面からの支援や施設整備等に対するハード面からの支援を実施し経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

(3) 多様な経営体の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農用地の利用集積を図る相手方として、認定農業者法人の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の実情に即し支援する。

経営体の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、農業経営・就農支援センターによる専門家派遣や市町村、農業協同組合、県等関係機関が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

国では青年新規就農者の人数を倍増させることを目標としており、本市では、直近5年間(平成30年度～令和4年度)の新規就農者数が(138人)であることを踏まえ、令和5年度から令和9年度の5年間で125人の新規就農者の確保を目標とする。

UIJターンなど、幅広い分野からの新規就農を期待し、新規就農に対する年齢制限などは設定せず、就農段階に応じた支援策を推進する。

(5) 多様な担い手の確保

ア 作業受託組織及び中心となる経営体

作業の専門性や効率化、農業用機械の有効活用等を図るために、カントリーエレベーター利用組合や大豆転作組合など、もっぱら一定の作物の一部作業について作業を受託する組織、並びに認定農業者や認定農業者法人以外で、人・農地プランに位置付けられた中心となる経営体及び地域計画に位置付けられた地域内の農業を担う者に対しても、地域農業の担い手として、技術的支援や施設整備のための支援な

どを行い、農用地の集積に繋げるものとする。

イ 女性の参画の促進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、女性の農業経営改善計画の認定や家族協定の締結による農業経営への参画も進んできている。また、地域の農業に率先的に携わっている女性農業者や6次産業化への取組者も増加してきている。

今後とも、女性の認定農業者への誘導や家族協定の締結を推進していくとともに、地域営農の組織化・法人化に当たっての女性農業者の積極的な登用や6次産業化への取組者の拡大を推進する。

ウ 高齢農業者の活動の促進

意欲のある高齢農業者が、その知識と技能を活かしながら、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者に適した園芸の振興、新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水等の農業・農村の基礎となる地域資源の保全管理等の取組を促進する。

また、農業行政の経験者を含め、第一線を退いた農業内外の人材が、地域の活性化の推進役として、生産活動や地域社会に参画しながら、長年培ってきた技術や能力を十分発揮できる環境づくりを行う。

4 農業経営基盤強化促進事業等の総合的実施

本市は、本市の農業を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、2に規定する農業者（以下、「認定農業者等」という。）の経営改善に資するよう、団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成等地域の実情に即した多様な経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

5 認定農業者制度の積極的活用

本市は、認定農業者を望ましい経営体の育成施策の中心に位置付け、認定農業者への農地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に重点的に実

施するよう努めることとし、本市が主体となり、関係機関・団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の認定を受け、その期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行うものとする。

6 農業経営改善支援センター等による支援

本市は、酒田市農業経営改善支援センターにおいて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導及び研修会の開催等を県、農業委員会、農業協同組合等と連携し実施する。

7 営農類型別施策の重点推進

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態等を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を推進することとする。

(1) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と他作目との複合化を推進するため、連担した形での農用地の利用集積を図る。また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に則した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の開発・普及、土壌改良、地域輪作体系の導入、ほ場の畑地化等の農業生産基盤の整備等を相互に十分連動させながら推進する。なお、主食用に加え、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米など消費者や実需者などの多様なニーズに応じた売れる米づくりを推進する。

また、大豆、そば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、転作田の団地化を積極的に推進し、併せて、認定農業者法人等による農作業受託等を支援し、省力低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図るものとする。

(2) 野菜、果樹、花き等の園芸作物の生産拡大

県や市などのオリジナル品種の積極的な導入を図り、高品質生産や、周年的な安

定生産と水田転換畑を有効活用する土地利用型作目の生産拡大のため、機械化、施設化等の生産基盤の整備の一層の推進を図る。特に、労働負担の軽減、規模拡大や一層の複合化を図るための省力生産技術の開発・導入・普及、安定的な雇用を確保するための地域の労働力補完システムの確立、労働環境改善のための施設整備等を推進する。

(3) 畜産業の競争力強化

新規就農者や後継者等の担い手の育成を図りながら、規模拡大や省力化・生産性向上のための施設・機械の整備による生産基盤の強化を推進する。また、家畜の改良や新技術の導入等による県産畜産物の高品質化とブランド力の向上、耕畜連携での飼料用米や飼料用とうもろこし等の自給飼料の生産・利用拡大によるコスト削減の取組を一体的に推進し、畜産経営の競争力強化を図る。

(4) 中山間地域の経営の複合化

気象条件、土地条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

(5) 環境農業の推進

酒田産農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の拡充、放射性物質検査など、安全農産物の生産を一体的に推進する。

(6) 6次産業化・流通販売の推進

農林業者自ら、あるいは食品製造業者等との連携による加工食品の商品開発や販路開拓・拡大に向けた取組に対し、市産業振興まちづくりセンター（サンロク）と情報共有しながら支援することにより6次産業化を推進する。また、生産・流通・販売の各段階において情報発信の充実等による差別化・ブランド化を進め、価格競争に左右されないブランドの確立・定着を図りながら、国内外での販路・販売の拡大を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、

現に本市及び庄内地域において展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については別記1のとおりとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

認定新規就農者等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来に向け効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、別記1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、本市の実情、青年等の生産技術や経営能力を考慮し、第1の3の(1)に示した目標（年間総労働時間（専業的農業従事者1人あたり概ね2,000時間）、年間農業所得（専業的農業従事者1人あたり概ね400万円）の5割以上の達成を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市では、近年、新規就農者数は増加しているものの、内訳をみると雇用就農者が多く、自営就農者については横ばいで推移している。

また、本市にはこれまで培われてきた農業技術が多数蓄積されているが、それらの多くは紙媒体や農家の経験値に留まっており、農業者の高齢化や離農が進むことによって、地域の担い手である若手農業者がそれらの貴重な農業技術を継承することが難しい状況となっている。

このことから、本市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実践する担い手の確保・定着を図るために、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、就農に向けての準備段階はもちろん、営農継続に対しても支援可能な体制を整える。併せて、次世代を担う農業者が安心して農業を開始できるように、知識や科学的根拠に基づいた農業をテーマとした研修の開催や、データを活用した農業への取り組みへの支援を実施する。

2 市が主体的に行う取組

(1) 支援体制の構築

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、市のホームページやメールマガジン、SNS等を使って、酒田で就農すること

のメリットや活用できる支援制度等の情報を発信する。

また、就農後の定着に向けて、担い手育成指導員を設置し、新規就農者のほ場の定期巡回を通じて作付状況や経営状態を継続的に把握する。また、将来の目標や現状の悩みなどを聞き取りし、必要に応じて関係機関に取り次ぎ適切に支援する。

加えて、担い手育成総合支援協議会内に、県農業技術普及課や農業協同組合などの関係機関とともに、担い手アクションサポートチームを編成し、就農者の情報共有を図るとともに、就農者に対する具体的な支援策の検討・提案を行う。

(2) スマート農業の展開

UIJターン者、新規学卒者、新規参入者、定年退職者及び女性など、農業を始めたいと希望する方や農業技術の習得を希望する担い手等が、水稻栽培を中心に、データに基づいた生産技術を学ぶ「もっけ田農学校」を運営する。

また、データによるほ場の把握や作業の効率化を推進するため、スマート農業を実践することの有効性や先進事例等を農業者に広く周知し、データを活用した農業への取り組みを促進する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農委のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 山形県農業会議、公益財団法人やまがた農業支援センター、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 市は、農業協同組合、農業振興協議会、生産組合協議会及び認定農業者会議と連携し、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行い、地域内の農業を担う者への位置付けを促進する。

また、青年等就農計画制度の活用の推進や認定新規就農者の農業経営改善計画作成への誘導を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提

供

農業を担う者の確保のため、公益財団法人やまがた農業支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努めるとともに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標を概ね次に掲げるとおりする。この目標を達成するために関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業による農用地の面的集積を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80%	

(注) 1 目標年次は概ね10年先（令和9年度）とする。

2 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、市全体の農用地面積に対する効率的かつ安定的な農業経営の利用集積面積（所有面積、借入面積及び基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀のすべてを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業）を受託している面積の合計面積をいう。以下、「利用集積面積」という。）の割合の目標である。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農地に係る情報の共有化を進めるとともに、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の取り組みを促進する。

その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、市は関係機関等の協力を得て、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」として当該構想に記述した事項について、年度ごとに農用地の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善のための指導を行うものとする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

協議の場については、協議の場を設置する区域ごと、同一年度内に1回以上開催することとし、その時期は毎年12月頃とする。また、開催に当たっては、市のホームページへの掲載により周知を図る。

協議の場において協議すべき事項は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。）参考様式第5-2号における「地域農業の現状及び課題」、「地域における農業の将来の在り方」、「地域内の農業を担う者一覧」等とする。

農業委員会、農業協同組合、農業振興協議会、土地改良区、生産組合協議会、その他特に意欲のある農業者が参加することで、それぞれの協議事項について、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映させるように調整を行う。

また、協議の場の参加者から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政課内に設置することとする。

なお、農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プ

ランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(2) 第4条第3項第1号に掲げる農地中間管理事業及びその特例事業の促進

ア 市、農業委員会、農業協同組合、市農業再生協議会は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人やまがた農業支援センターとの連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同センターが行う事業の実施の促進を図る。

イ 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構である公益財団法人やまがた農業支援センターが行う下記に掲げる特例事業を促進するため、同センターに対し、情報提供など、事業の協力をを行うものとする。

- (ア) 農地売買等事業
- (イ) 農地売渡信託等事業
- (ウ) 農地所有適格法人出資育成事業
- (エ) 研修事業

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人(令和5年4月1日改正前の農業経営基盤強化促進法(以下、「旧基盤強化法」という。)第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の①から⑤までに掲げる要件の全て(農地所有適格法人にあつては、①、④及び⑤に掲げる要件の全て)を備えること

- ① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
- ② 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

- ③ その者が農業により自立しようとする意欲と能力を有すると認められること
 - ④ その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする
 - ⑤ 所有権の移転を受ける場合は、上記①から④までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、認定農業者若しくは農地適正化あつせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること
- (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の①から③に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、①及び③に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条第1項で指定された農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- エ 旧基盤強化法18条第2項第6号に定める利用権の設定等を受けた後において耕

作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること
- (イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- (ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること

オ 農地所有適格法人の構成員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、別記2のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与

される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別記3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基本要綱旧様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ 農地中間管理機構は市内の農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- オ イからエに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 市は、(5)のイからエの規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該の農用地の利用状況を市長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

カ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のウに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する

者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のAからオまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域

における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の地域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難で

ある場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をするものとする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
- (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 10 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をするものとする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利

用の集積をするものであること

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、酒田農業技術普及課、公益財団法人やまがた農業支援センター等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつこれらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、農業生産基盤の整備、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通改善、その他関連施策の適切な推進により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す

者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

また、市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業協同組合、酒田農業技術普及課、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年（令和 9 年度まで）にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市担い手育成総合支援協議会は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別記1（第2及び第2の2関係）

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

〔個別経営体〕

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	<p>水稲+大豆</p> <p>専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人</p> <p>所得 932万円 労働時間 2,918時間</p> <p>※1. 所得については、補助的従事者の所得も含む。 2. 労働時間は補助的従事者及び雇人の労働時間を含む（以下同）</p> <p>参考：専門的従事者1人あたり 所得 790万円 労働時間 2,000時間</p>	<p><経営規模></p> <p>水田 16.00ha</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 = 9.60ha 飼料用米 = 3.40ha 加工用米 = 2.60ha 大豆 = 0.40ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（30PS、50PS） 2台 田植機（8条） 1台 コンバイン（自脱型5条） 1台 軽トラック 1台 乾燥機 40石、50石 2台 パイプハウス 1,070㎡</p> <p><その他></p> <p>・水稲は的確な管理、品種構成により、収量の確保と高品位米生産を図る。また、作業の効率化を図るための団地化も並行して進める。 ・飼料用米については多収品種の導入により収量と所得の確保を図る。 ・大豆は品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。また、団地化・ブロックローテーションを図る。</p>
2	<p>水稲+大豆+野菜</p> <p>専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人</p> <p>所得 507万円 労働時間 2,455時間</p> <p>参考：専門的従事者1人あたり 所得 373万円 労働時間 1,600時間</p>	<p><経営規模></p> <p>水田 7.00ha</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 = 4.20ha 飼料用米 = 1.50ha 大豆 = 1.00ha にんじん = 0.20ha パプリカ = 0.10ha</p> <p><作業受託></p> <p>育苗 = 900枚 耕起代掻き = 3.00ha 田植え = 3.00ha 稲刈り = 3.00ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（30PS） 1台 田植機（6条） 1台 コンバイン（自脱型4条） 1台 軽トラック 1台 乾燥機 40石 パイプハウス 1,360㎡</p> <p><その他></p> <p>・水稲は慣行栽培、一部もち米の加工による6次化に取り組む。 ・大豆は品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。また、団地化・ブロックローテーションを図る。 ・にんじんは種まき時期の分散化により長期出荷を図る。 ・パプリカは徹底した肥培管理による品質管理を図る。</p>
3	<p>水稲+大豆+野菜+花き</p> <p>専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人</p> <p>所得 455万円 労働時間 2,887時間</p> <p>参考：専門的従事者1人あたり 所得 321万円 労働時間 2,000時間</p>	<p><経営規模></p> <p>水田 5.10ha</p> <p><作付面積></p> <p>水稲 = 3.00ha 大豆 = 0.90ha ねぎ = 0.30ha 枝豆 = 0.80ha ストック = 0.10ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（40PS） 1台 田植機（6条） 1台 コンバイン（自脱型5条） 1/4台 軽トラック 1台 乾燥機 40石 パイプハウス 1,000㎡</p> <p><その他></p> <p>水稲は的確な管理、品種構成により、収量の確保と高品位米生産を図る。 大豆は品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。また、団地化・ブロックローテーションを図る。 ねぎは夏、秋採りを基本とし、排水対策と土寄せの徹底により高品質化を図る。 枝豆は早生種～晩生種を組合わせて労働力の分散を図る。 育苗後に秋からストックを栽培し、ハウスを有効活用する。ストックは直播き栽培とする。</p>

〔個別経営体〕

No.	営農類型	経営規模	生産方式
4	水稻+大豆+野菜+花き 専業的農業従事者 1人 補助的農業従事者 3人 雇 人 延べ50人 所得 639万円 労働時間 8,329時間 参考：専業的従事者1人あたり 所得 505万円 労働時間 2,000時間	<経営規模> 水 田 8.50ha 畑 0.50ha <作付面積> 水 稲 = 5.10ha 大 豆 = 0.90ha 加工用米 = 1.70ha き く = 0.80ha ね ぎ = 0.50ha	<主な資本装備> トラクター (70PS) 1台 田 植 機 (6 条) 1台 コンバイン (自脱型6条) 1/4台 スピードスプレイヤー 1/2台 軽 ト ラ ッ ク 1台 な し 棚 120 a パ イ プ ハ ウ ス 6,400㎡ <その他> 水稻は的確な管理、品種構成により、収量の確保と高品位米生産を図る。また、作業の効率化を図るための団地化も並行して進める。乾燥調製はCEを活用する。 大豆は品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。また、団地化・ブロックローテーションを図る。 きくは春に播種し、お盆と彼岸の出荷に合わせた周年栽培とする。 ねぎは、春、冬採りの栽培とする。
5	水稻+野菜 専業的農業従事者 1人 補助的農業従事者 3人 雇 人 延べ100人 所得 657万円 労働時間 7,997時間 参考：専業的従事者1人あたり 所得 363万円 労働時間 2,000時間	<経営規模> 水 田 3.30ha 畑 1.00ha <作付面積> 水 稲 = 1.90ha 加工用米 = 1.40ha アスパラガス = 0.50ha ね ぎ = 0.10ha ト マ ト = 0.40ha	<主な資本装備> トラクター (30PS) 1台 田 植 機 (6 条) 1台 コンバイン (自脱型3条) 1台 軽 ト ラ ッ ク 2台 乾 燥 機 40石 パ イ プ ハ ウ ス 8,000㎡ <その他> 水稻は的確な管理、品種構成により、収量の確保と高品位米生産を図る。また、作業の効率化を図るための団地化も並行して進める。 軟弱野菜の導入により、冬期間労力及び施設の有効活用を図る。
6	水稻+野菜 専業的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人 雇 人 延べ30人 所得 585万円 労働時間 4,914時間 参考：専業的従事者1人あたり 所得 381万円 労働時間 1,600時間 ※所得、労働時間に加工部門は含まず。	<経営規模> 水 田 4.90ha 畑 0.65ha <作付面積> 水 稲 = 2.90ha 加工用米 = 0.50ha キャベツ = 1.00ha ね ぎ = 0.23ha な す = 0.12ha 軟弱野菜 = 0.30ha ※加工用野菜 = 0.50ha	<主な資本装備> トラクター (50PS、30PS) 2台 田 植 機 (6 条) 1台 コンバイン (自脱型3条) 1台 軽 ト ラ ッ ク 1台 パ イ プ ハ ウ ス 1,300㎡ 乾 燥 機 40石 加 工 所 20㎡ <その他> 水稻は的確な管理、品種構成により、収量の確保と高品位米生産を図る。また、作業の効率化を図るための直播や圃場の団地化も並行して進める。 野菜については、施設野菜については、冬期間の出荷の徹底。 加工所の設置により、野菜の加工品の売上向上を図る。

〔個別経営体〕

No.	営農類型	経営規模	生産方式
7	水稻＋野菜 専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人 所得 842万円 労働時間 6,332時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 574万円 労働時間 2,332時間	<経営規模> 水田 4.50ha <作付面積> 水稲 = 2.70ha トマト = 0.30ha ねぎ = 0.75ha かぼちゃ = 0.45ha 枝豆 = 0.30ha	<主な資本装備> トラクター (30PS、20PS) 2台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (自脱型4条) 1台 軽トラック 1台 ねぎ皮むき機 1台 パイプハウス 2,090㎡ <その他> 水稻は的確な管理により、収量の確保と高品位米生産を図る。 トマトは施設栽培を基本とし、ミニトマトと大玉を作付し高品質化を図る。 ねぎは秋冬どり、冬どり (軟白) 栽培とする。また、根葉切り皮むき機の導入により、省力化を図る。 カボチャや枝豆などの露地野菜については、機械化による省力化を図る。
8	野菜＋花き＋水稻 専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人 雇 人 延べ150人 所得 1,045万円 労働時間 7,912時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 697万円 労働時間 2,712時間	<経営規模> 水田 1.20ha 畑 1.90ha <作付面積> メロン = 1.50ha いちご = 0.50ha ストック = 0.40ha ケイトウ = 0.30ha 軟弱野菜 = 0.20ha 水稲 = 0.70ha 大豆 (委託) = 0.50ha ハウスでの2期作の想定のため、面積の計は経営規模と一致しない	<主な資本装備> トラクター (30PS) 1台 田植機 (6条) 1台 (共同) コンバイン (自脱型4条) 1台 (共同) 軽トラック 1台 乾燥機 50石 (共同) パイプハウス 825㎡ (6棟) <その他> 水稻は的確な管理により、収量の確保と高品位米生産を図る。 メロンの育苗は一部セル苗育苗とし、省力化を図る。 ストックは直播き栽培とする。 いちごは、生育ステージにあった温度管理の徹底により、生産性の向上を図る。 軟弱野菜の導入により、冬期間労力の有効活用を図る。 大豆は全作業委託。
9	野菜＋きのこ＋水稻 専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 3人 雇 人 延べ200人 所得 1,330万円 労働時間 8,695時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 928万円 労働時間 2,695時間	<経営規模> 水田 3.00ha 畑 1.20ha <作付面積> 水稲 = 1.80ha 加工用米 = 0.50ha ねぎ = 1.60ha 菌床椎茸 = 2万床	<主な資本装備> トラクター (50PS、30PS2台、20PS) 4台 田植機 (6条) 1台 (共同) ねぎ皮むき機 1/2台 軽トラック 1台 パイプハウス 1,300㎡ 椎茸用暖房器、乾燥機 各1台 <その他> 水稻は的確な管理により、収量の確保と高品位米生産を図る。 ねぎは夏秋どり栽培とする。また、根葉切り皮むき機の導入により、省力化を図る。 しいたけは夏場の高温対策及び冬期間用に暖房機の導入など温度管理に力を入れ、周年出荷を目指す。

〔個別経営体〕

No.	営農類型	経営規模	生産方式
10	養豚一貫＋水稲＋大豆 専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 2人 雇 人 延べ150人 所得 615万円 労働時間 3,343時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 524万円 労働時間 1,983時間	<経営規模> 水 田 5.00ha 繁殖豚 常時 120頭 肥 育 豚 常時1,300頭 <作付面積> 水 稲 = 3.00ha 大 豆 = 2.00ha	<主な資本装備> トラクター (50PS) 1台 田 植 機 (6 条) 1台 コンバイン (自脱型4条) 1台 (共同) ト ラ ッ ク 1台 パイプハウス 600㎡ 豚 舎 1,278㎡ <その他> 水稲は的確な管理により、収量の確保と高品位米生産を図る。 養豚は肥育豚の適性飼育密度の維持に努め、事故防止飼養効率の改善を図る。 また、施設改修により、給餌等の自動化を図る。
11	肉牛＋水稲＋大豆＋飼料作物 ＋果樹 専門的農業従事者 1人 補助的農業従事者 1人 雇 人 延べ20人 所得 729万円 労働時間 1,905時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 638万円 労働時間 1,905時間	<経営規模> 水 田 7.10ha 肥 育 牛 常時 80頭 <作付面積> 水 稲 = 4.20ha 加工用米 = 0.40ha 大 豆 = 0.90ha 飼料作物 = 1.50ha 果 樹 = 0.10ha	<主な資本装備> トラクター (70PS) 2台 (共同) 田 植 機 (6 条) 1台 コンバイン (自脱型7条) 1台 (共同) ト ラ ッ ク 1台 W C S コンバイン 1台 (共同) 軽 ト ラ ッ ク 1台 パイプハウス 320㎡ 牛 舎 (木 造) 726㎡ <その他> 水稲は的確な管理により、収量の確保と高品位米生産を図る。 肉用牛は去勢肥育とし、増体と併せ肉質の向上を目指し、飼養給与マニュアルに沿った飼養管理を行う。 また、W C S の積極的な活用により、飼料の自給率を高める。

〔組織経営体〕

No.	営農類型	経営規模	生産方式
12	水稲＋野菜＋大豆＋花き＋山菜 専門的農業従事者 5人 雇 人 延べ600人 所得 1,920万円 労働時間 16,091時間 参考：専門的従事者1人あたり 所得 320万円 労働時間 2,258時間	<経営規模> 水 田 50.00ha <作付面積> 水 稲 = 30.00ha 加工用米 = 6.00ha 大 豆 = 11.00ha 枝 豆 = 1.20ha ね ぎ = 0.60ha 小 菊 = 0.60ha う る い = 0.30ha	<主な資本装備> トラクター (30PS) 3台 トラクター (10PS) 1台 田 植 機 (8 条) 2台 コンバイン (自脱型6条) 1台 軽 ト ラ ッ ク 3台 パイプハウス 198㎡×3棟 <その他> 農家10戸程度から組織される集落営農とする。 水稲は機械の大型化、高性能化により、収量の確保とコストの低減を図る。 大豆は品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。また、団地化・ブロックローテーションを図る。 枝豆は早生種～晩生種を組合わせて労働力の分散を図る。 ねぎは秋冬どり栽培とする。品質・収量向上のため排水、土づくり等、ほ場管理の徹底に努める。 小菊は8月の出荷に合わせた栽培体系とする。

※ 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その専門的農業従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、各種法人組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）である。

2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

<p>経営管理の方法</p>	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化への誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
<p>農業従事の態様等</p>	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業の環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>

別記2（第5の2(1)カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - (2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- 2 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - (2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - (1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができると認められること。

別記3 (第5の2(2)関係)

1 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間(又は残存期間)	(2) 借賃の算定基準	(3) 借賃の支払方法	(4) 有益費の償還
<p>ア 存続期間は3～50年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～50年とすることが相当でないこと認められる場合には、3～50年と異なる存続期間とすることができ。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>ア 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないうときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>エ 借賃を金銭以外のものでも定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>イ アの支払い、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>ウ 借賃を金銭以外のものでも定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合は、当該法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合には、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、酒田市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転又は移転を受ける場合

(1) 存続期間（又は残存期間）	(2) 借賃の算定基準	(3) 借賃の支払方法	(4) 有益費の償還
1の(1)に同じ。	<p>ア 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>イ 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の(2)のウと同じ。</p>	1の(3)に同じ。	1の(4)に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間	(2) 損益の算定基準	(3) 損益の決済方法	(4) 有益費の償還
1の(1)に同じ。	<p>ア 作物等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>イ アの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業美施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の(3)に同じ。この場合において、1の(3)中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	1の(4)に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準	(2) 対価の支払方法	(3) 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するたため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の全部の支払が行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>